

北関東防衛局達第 25 号

改正 平成 27 年北関東防衛局達第 7 号

北関東防衛局の業務改善提案に関する達を次のように定める。

平成 23 年 4 月 1 日

北関東防衛局長 鈴木 良之

北関東防衛局の業務改善提案に関する達

(趣旨)

第 1 条 この達は、業務改善に関するガイドラインについて  
(通達) (防官企第 3472 号。22. 3. 25) の実施に  
関し、北関東防衛局における業務の効率化・合理化に資する  
ため、職員等からの業務改善提案に必要な事項を定めるもの  
とする。

(定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当  
該各号に定めるところによる。

(1) 課等 北関東防衛局の部に置かれる課及びこれに準ず

るもの並びに地方防衛事務所及び出張所をいう。

- (2) 業務改善提案 業務の効率化・合理化を図るため、職員が単独又は共同で提出した提案をいう。

(提案審査委員会)

第3条 業務改善提案の内容を審査し、採用の可否（以下「採否」という。）を決定するため、北関東防衛局に提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課長及び装備企画課長をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員に指名することができる。
- 6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(提案の提出)

第4条 業務改善提案をしようとする職員又は課等は、別記第1号様式による業務改善提案書（以下「提案書」という。）を作成し、総務課長に提出するものとする。ただし、専ら個人の誹謗・中傷等に係ると認められるものは、業務改善提案とはみなさない。

(受理)

第5条 総務課長は、提案書を受理したときは、当該提案書を提出した職員又は課等（以下「提案者」という。）に別記第2号様式によりその旨を通知する。ただし、提案書の内容が明らかに業務改善提案と認めがたいものについては、その理由を付して提案者に返送することができる。この場合において、総務課長は総務部長の了承を受けるものとする。

(審査)

第6条 総務課長は、受理した提案書について、その内容に係る業務を所掌する課等の長（以下「担当課長」という。）と協議の上、別記第3号様式によりその採否に係る意見書を作成し、当該提案書とともに委員会の審査に付するものとする。この場合において、総務課長が必要があると認めるときは、提案者の氏名等を伏せることができる。

- 2 前項の規定により提案を受けた委員会は、改善の効果（費用対効果を含む。）、普及の意義や必要性及び応用範囲等を総合的に審査し、別記第4号様式により採否の決定を行う。
- 3 委員会は、審査の結果採用とされた業務改善提案のうち、優秀と認めるものを優良提案に指定するものとする。

(報告)

第7条 委員会は、採用とされた業務改善提案及び優良提案の指定については、局長に報告するものとする。

2 局長は、前項の報告を受けたときは、委員会に対し必要に応じ所要の指示を行う。

(提案実施の勧告等)

第8条 委員会は、採用とされた業務改善提案について、担当課長に対し、速やかに実施するよう勧告する。

2 委員会は、採用とされた業務改善提案及び優良提案の指定について、利用拡大を図り業務改善意欲を向上させるため、その内容を全職員に周知するものとする。

(審査結果の通知)

第9条 総務課長は、提案書の採否が決定されたときは、別記第5号様式による審査結果通知書により、提案者にその結果を通知する。

2 前項において、提案者に不採用の旨を通知するときは、その理由を明らかにした上、提案者の業務改善意欲を損なわないよう留意するものとする。

(表彰)

第10条 局長は、毎年度、優良提案のうち特に優秀と認めた業務改善提案については、北関東防衛局における表彰等に関

する達（平成19年北関東防衛局達第19号）に基づき、表彰を行うものとする。

（雑則）

第11条 この達に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日北関東防衛局達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

業 務 改 善 提 案 書

年 月 日

| 項 目          | 内 容               |
|--------------|-------------------|
| 提案者          | 所属：<br>職名：<br>氏名： |
| 提案件名         |                   |
| 現状及び改善すべき問題点 |                   |
| 改善提案の内容      |                   |
| 改善の効果        |                   |
| その他          |                   |

第2号様式（第5条関係）

関防総総第 号

提案者 殿

総務部総務課長

業務改善提案書の受理について（通知）

貴殿が提出した に関する 年 月 日付けの業務改善提案書を受理  
したので通知します。

第3号様式（第6条関係）

採否に係る意見書

年 月 日

（担当課： ）

| 項 目                     | 内 容             |
|-------------------------|-----------------|
| 提 案 の 概 要               |                 |
| 改 善 の 効 果<br>(費用対効果を含む) |                 |
| 必要性、応用範囲等               |                 |
| 総 合 意 見                 | 採用・不採用 が適当と考える。 |



第4号様式（第6条関係）

採 否 決 定 書

年 月 日  
提案審査委員会

| 項 目                 | 内 容    |
|---------------------|--------|
| 提 案 の 概 要           |        |
| 改善の効果<br>(費用対効果を含む) |        |
| 必要性、応用範囲等           |        |
| 審 査 結 果             | 採用・不採用 |
| 理 由                 |        |

第5号様式（第9条関係）

関防総総第 号

提案者 殿

総務部総務課長

審査結果通知書

貴殿が提出した に関する 年 月 日付けの業務改善提案書は、  
提案審査委員会により下記のとおり決定されたので通知します。

記

|      |         |
|------|---------|
| 審査結果 | 採用（不採用） |
| 理由   |         |